

民生委員向けミニ講義動画コンテンツ整備事業

02. 支え合う民児協の役割

一般社団法人ウェルビーデザイン

理事長 しのはら 篠原 しんじ 辰二



一般社団法人ウェルビーデザイン

地域福祉推進を担う機関や人材を支援する非営利型社団

「地域研究」「地域開発」「人材育成」の

包括的プロジェクトによる、地域福祉活動の担い手支援

- 社協（全社協、都道府県、市区町村）の各種事業のアドバイザー活動
社会福祉協議会計画の策定、小地域福祉活動開発、被災者の生活再建支援
- 行政（都道府県、市町村）施策に関するアドバイザー活動
地域福祉計画、避難行動要支援者支援や個別避難計画の策定支援
- 地域福祉・ボランティア・**民生委員に関する支援や調査活動**
福祉関連学会活動、民生委員協議会活性化支援、企業の社会貢献活動の支援
- 地域包括ケアの仕組みづくりに関するアドバイザー活動
地域支援事業（主に地域ケア会議、生活支援体制整備事業、認知症施策、介護予防施策）
- 福祉専門職の養成に関する各種の活動
社会福祉士養成、ソーシャルワーク実践者支援、災害派遣福祉チーム組成 などを実施

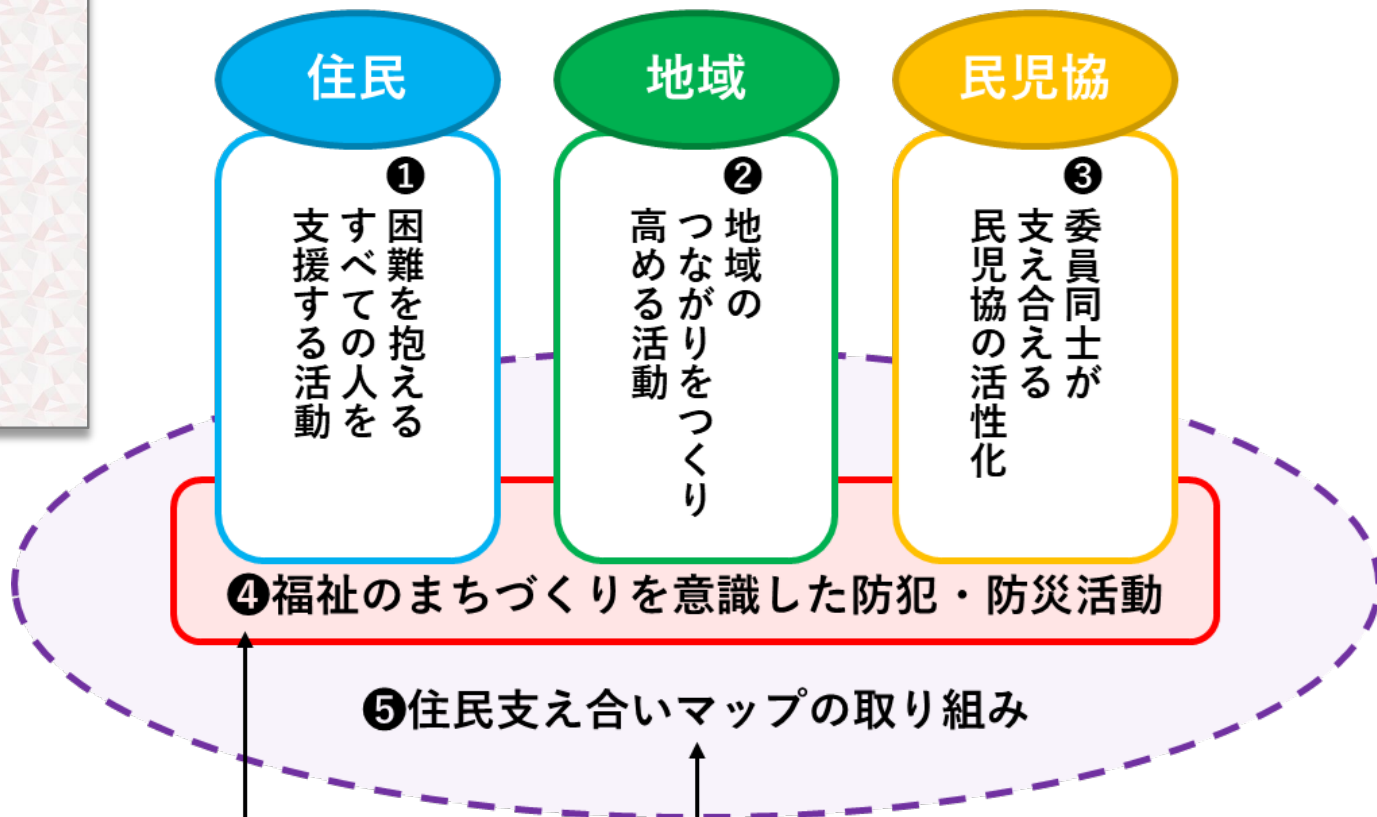


▶ 全民児連や道民児連の各種事業への協力のほか、各県・市町村民児協の研修活動などを担っています。

重点3 委員同士が支え合える民児協の活性化



個々の住民を 対象とした取り組み 地域を 対象とした取り組み 民児協を 対象とした取り組み



災害時の支援活動は、平常時の活動の延長と捉え、上記①～③を横断した取り組みとして位置づけ

住民支え合いマップの取り組みは、個別支援は元より、地域の課題解決、地域の人材発掘、災害時の支援活動等に有効なことから、上記①～④を下支えする取り組みとして位置づけ

重点3を構成する取組み

1. 民児協の活性化による民生委員児童委員への支援

- ① 支え合える定例会
- ② 全員参加と役割分担による活性化
- ③ 新任委員を支える取り組み
- ④ 自主研修の定着化
- ⑤ 個別支援、相談支援体制の整備
- ⑥ 児童委員協議会の積極的な開催
- ⑦ 地域福祉計画、地域福祉実践計画策定への積極的な参画

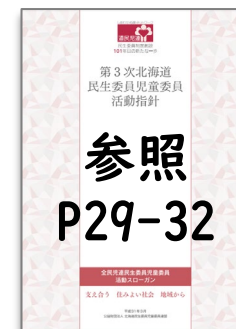
2. 民児協の中長期活動計画づくり

3. 地域住民への積極的なPR活動の展開

4. 共同募金への協力と民児協活動での活用

5. 民生委員児童委員候補者の発掘

6. 児童委員協議会の開催と主任児童委員活動の促進



第3次北海道民生委員
児童委員活動指針

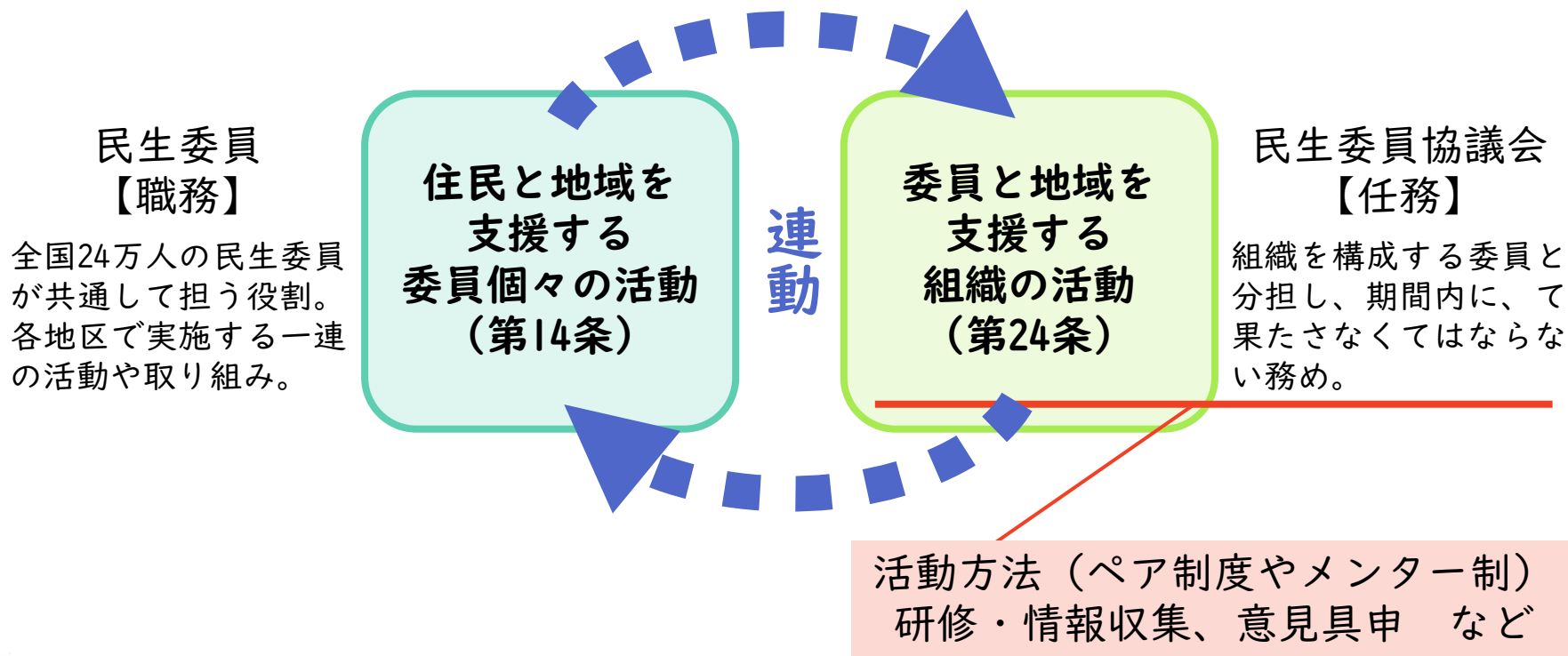
活動の取組例

活動の取組例	内容
① 支え合える定例会	<ul style="list-style-type: none"> 定例会に合わせ委員相談会を設け、悩みを抱えている委員がベテラン委員に個別相談できる環境を整備する
② 全員参加と役割分担による活性化	<ul style="list-style-type: none"> 経験年数に関わらずお互いが自由に、お互いを尊重しつつ意見を言える雰囲気づくりに努め活性化を図る 次世代のリーダーづくりを委員全員ですすめる
③ 新任委員を支える取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 活動記録の記入に関する勉強会の実施 新任委員の悩みや分からないことを予め相談カードに記入してもらい、適切なタイミングで面談しアドバイスする
④ 自主研修の定着化	<ul style="list-style-type: none"> 守秘義務、プライバシー保護に関して意思統一を図る 近隣民児協の定例会を訪問し相互に学び合う 定数の多い民児協は小グループ協議を工夫し意見交換の活発化を図る 福祉の動向や地域の課題に即した自主研修をすすめる
⑤ 個別支援、相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の状況や行政などに関する情報を収集し共有化を図る 世帯票、福祉票の整備をすすめる
⑥ 児童委員協議会の積極的な開催	<ul style="list-style-type: none"> 定例会に合わせて児童委員協議会も開催し、主任児童委員を中心とした子どもを取り巻く状況の把握や、場合によっては個別事例の検討も実施
⑦ 地域福祉計画、地域福祉実践計画策定への積極的な参画	<ul style="list-style-type: none"> 行政の「地域福祉計画」や社協の「地域福祉実践計画」の策定に積極的に関わり、行政施策や社協活動との足並みを揃えるなど、民児協活動との連動を図ることで一体的な地域福祉を推進する

民生委員法における民生委員協議会の任務

職 務	活 動 例
<p>第24条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。</p> <p>一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。</p> <p>二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。</p> <p>三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。</p> <p>四 必要な資料及び情報を集めること。</p> <p>五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。</p> <p>六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。</p> <p>2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。</p> <p>3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。</p> <p>4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。</p>	<p>地区割、部会の設置 など 行事の参加調整 など</p> <p>他機関との連絡調整 など</p> <p>情報収集や調査活動 など 研修の企画・実施 など</p> <p>個人情報への取扱い協議、引継ぎ など</p> <p>行政等に対する具申 など</p> <p>社協の理事への就任や委員会への参画 など</p> <p>関係部局等からの参加の受付 など</p>

民生委員と民生委員協議会の関係性



第20条 **民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。**

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

▶ 民生委員以外は協議会の構成員にはなれない

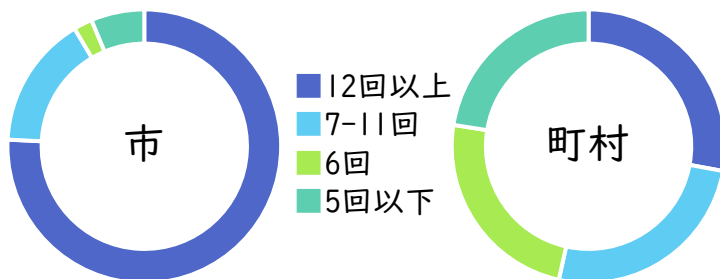
「場」としての民生委員協議会 = 定例会

定例会（民生委員児童委員協議会）は、

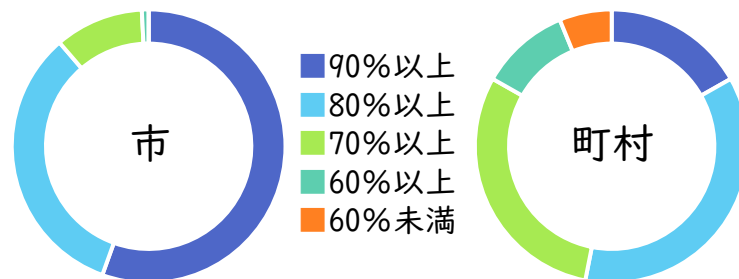
委員の活動を把握し、適切に支援する「場」であり、
理念・知識・情報等で委員を支援する「場」でもある。

➡ 定例会の活性化は民生員活動の活性化につながり、住民への支援力が高まる

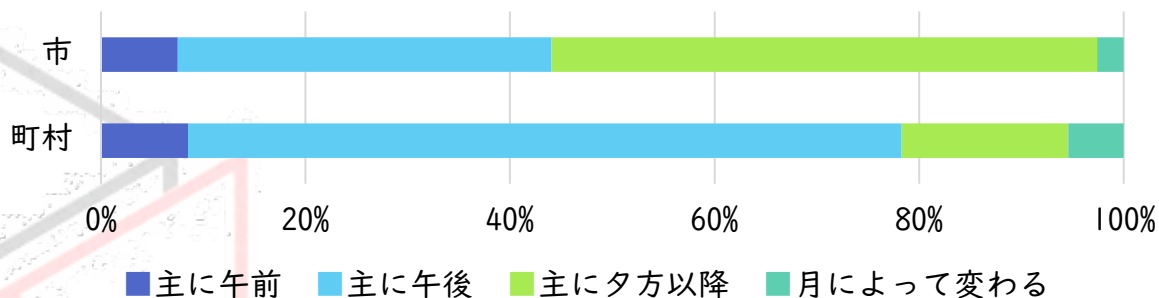
【定例会開催数】



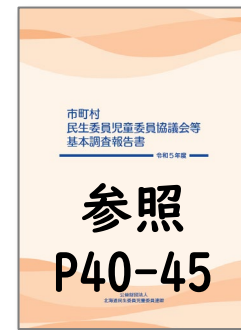
【定例会出席率】



【定例会開催時間】



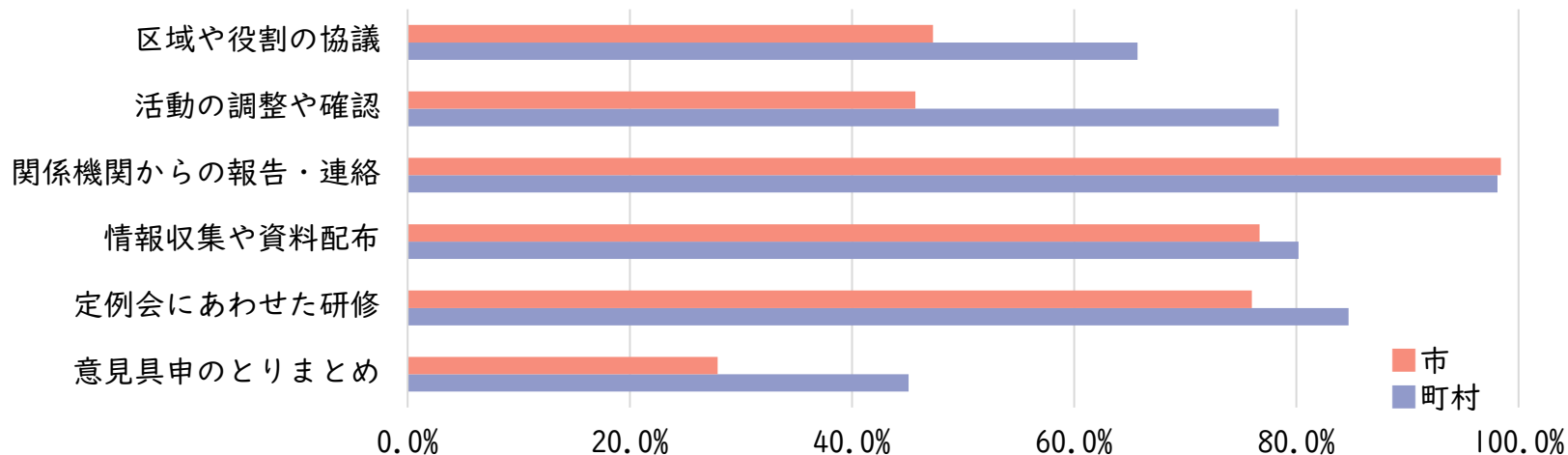
定例会は今の回数・開催時間で良いのだろうか？



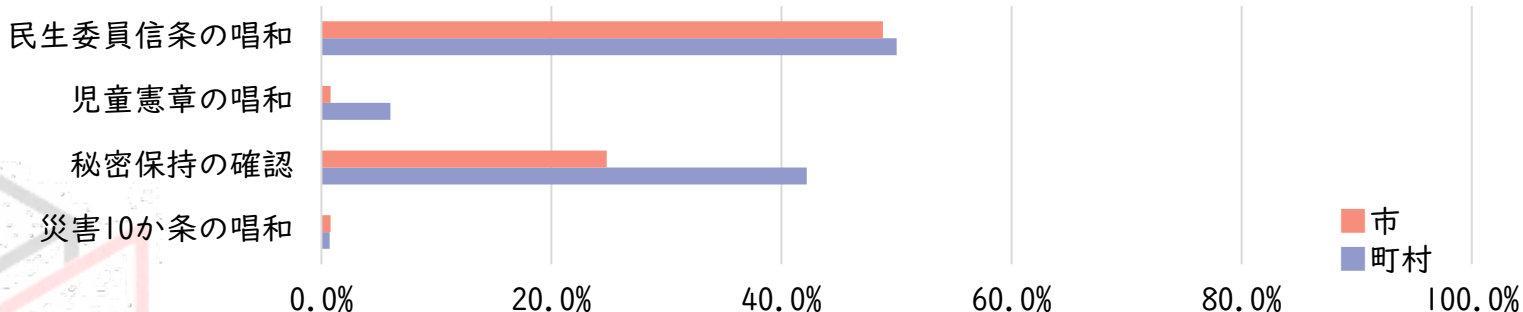
令和5年度市町村民生委員
児童委員協議会等基本調査

定例会の内容

法に位置づけられている任務



理念の継承につながる取り組み



定例会は今の内容で良いのだろうか？

